

学校健康診断情報の PHRへの活用 (学校設置者向け説明会資料)



文部科学省

本日のアジェンダ

- (1) 挨拶
- (2) 学校健診PHRについて
- (3) 令和6年度事業についての説明
- (4) 質疑応答

(1) 挨拶

(2)学校健診PHRについて

背景

現在、政府として、社会のデジタル化を進めており、文部科学省では学校のデジタル化を推進。GIGAスクール構想や、統合型校務支援システムの導入など、教育のデジタル化や校務の効率化に取り組んできた。

デジタル化の一環で、政府では、生涯にわたる個人の健康情報を電子記録として把握する仕組み(PHR:Personal Health Record)の構築を進めている。既に、乳幼児健診結果や予防接種記録、薬の処方・調剤情報、特定健診結果などを、マイナポータルで閲覧・活用することが可能になっている。

文部科学省においても、2019年度から児童生徒等の学校健診結果をマイナポータルを通じて電子的に提供する、学校健康診断情報のPHR(学校健診PHR)への活用に向けた各種検討を進めつつ、実証事業に取り組んできたところ。

健康診断情報の電子化の推進

- 健康診断情報を統合型校務支援システム等を活用して電子的に入力することにより、迅速かつ正確に集計等を行うことができる。このことは、児童生徒等の健康状態への気付きやデータに基づく指導・支援の充実等に有効であるとともに、学校の働き方改革にも資する。
- 文部科学省において、統合型校務支援システム等に記録・管理する際のデータ標準の作成を進めてきており、今年度(令和5年度)中に公表予定。これは、参考様式として示してきた「児童生徒健康診断票」に記入される情報を過不足なく記録できるよう、関係団体と調整の上、作成するもの。

校務支援システム活用例

(1) 定期健康診断結果の登録を行い、登録した結果を指定した学年・組単位で一覧・集計出力します。

- ・身長・体重
- ・視力
- ・聴力
- ・眼科
- ・耳鼻科
- ・尿
- ・内科
- ・結核
- ・脊柱・胸郭・四肢
- ・心臓
- ・歯科
- ・その他

視力検査結果通知 (例)

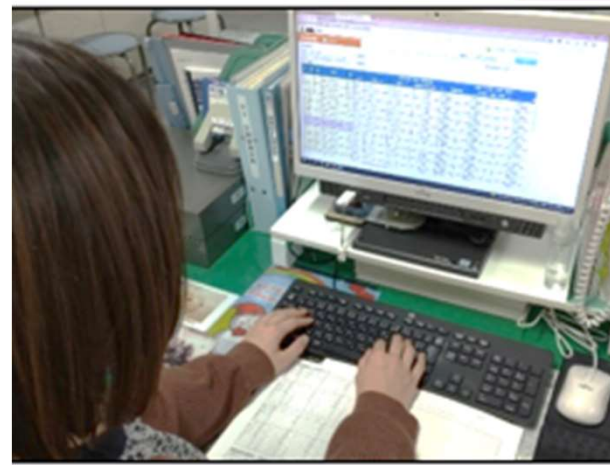
健康診断票 (例)



(2) 登録した結果を帳票や統計に活用します。

- ① 健康診断票
- ② お知らせカード (健康診断結果通知・受診勧告等)
- ③ 学校保健統計
- ④ 成長曲線出力 等

1度登録されれば、各種名簿が簡単に作成可能



養護教諭 事例 4

校務支援システムを活用し、健康診断 票作成業務を大幅に軽減！

POINT

校務支援システムを活用することにより、健康診断票の入力業務が大幅に簡素化されるとともに、学校保健統計調査票も自動作成されるようになった。



取組の背景・目的

児童生徒の健康診断に係る帳票は多数あり、各検査・検診の連名簿等の他、児童生徒個々の健康診断票や学級健康診断一覧表、治療勧告書などといった帳票作成において、児童生徒の氏名と健康診断結果の転記を何度も繰り返す必要があった。それらの業務の後も、児童生徒の身長、体重、肥満度の状況、各検査・検診の受診者数や異常のあった児童生徒数などを集計し、学校保健統計調査票を作成している。

これらの転記作業や集計作業は、養護教諭1人の手作業に頼る部分が多く、在籍する児童生徒数が多い学校ではかなりの業務負担であった。

取組の様子

一度の入力で、必要な帳票に情報が反映

校務支援システムで健康診断結果を一度入力することにより、集計結果から各種帳票が自動で作成されるようにすることで、養護教諭の負担の軽減に取り組んだ。

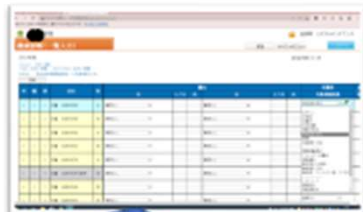
校務支援システムの利便性は、結果の入力が一度だけで済み、多くはチェックボックスやプルダウンによる選択式になっている点にある。また、結果として一番多い「異常なし」は、学級や学年で一括入力が可能であり、個別には入力が不要となっている。

※写真は、耳鼻科検診結果入力の際の画面

教務機能との連携による名簿類の作成省略

学校では、出席簿をはじめ名簿が多用される。校務支援システムでは、在籍する児童生徒の基本情報(氏名や生年月日等)が入力されれば、必要な情報を様々な領域で使用でき、児童生徒名の入力やコピー＆ペーストの作業を要さず、多様な名簿が作成できる。

※写真は、児童生徒情報入力画面および尿検査受診者名簿



仕様により、異常なしは一括入力



1度登録されれば、各種名簿が簡単に作成可能

ICTの活用による成果

活用成果1

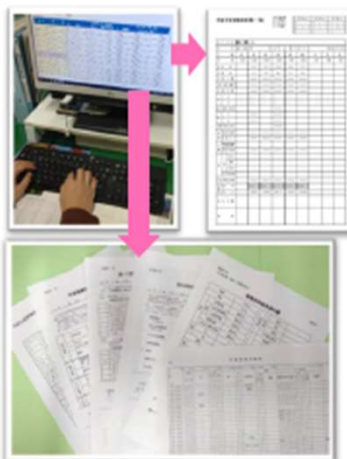
健康診断に係る各種帳票や学校保健統計の調査票の作成を自動化し、業務を軽減

校務支援システムを活用することで、学級の健康診断一覧簿に自動的に集約されるほか、疾病・異常が発見された児童生徒については、治療勧告書に結果が反映され、帳票に自動的に転記される。

また、身長・体重の平均値や肥満度の算出は、表計算ファイルを学級担任等に配付し入力してもらうこと等により養護教諭の業務負担軽減を図ってきたが、校務支援システムでは個々の端末で入力作業が可能のため、表計算ファイルの配付・回収やコピー＆ペースト等の作業も不要となり、養護教諭のみならず学級担任等の負担軽減も実現できた。

各種帳票へ児童生徒の氏名の記載や結果の転記作業が不要となった他、転記ミスも防ぐことが可能となり、大幅な業務軽減を実現できた。

さらに、疾病・異常のある者の数が自動で集計されることから、学校保健統計調査票がボタン一つで作成できた。



活用成果2

健康診断結果の経年比較が可能に

これまで健康診断の結果を、紙ベースの帳票へ手書きすることにより管理してきたため、経年変化の比較をするのも、別々の帳票を見る必要があり全校生徒の経年変化を個別にみていくことが難しかった。

しかし、校務支援システムの導入により、児童生徒の記録を、「健康診断結果一覧入力」の画面で、毎年入力することにより、数年分の結果が個々の児童生徒毎に紐付けられ、入学から卒業までの記録をボタン一つで健康診断票にまとめることが可能となり、前年度との比較も簡単になった。



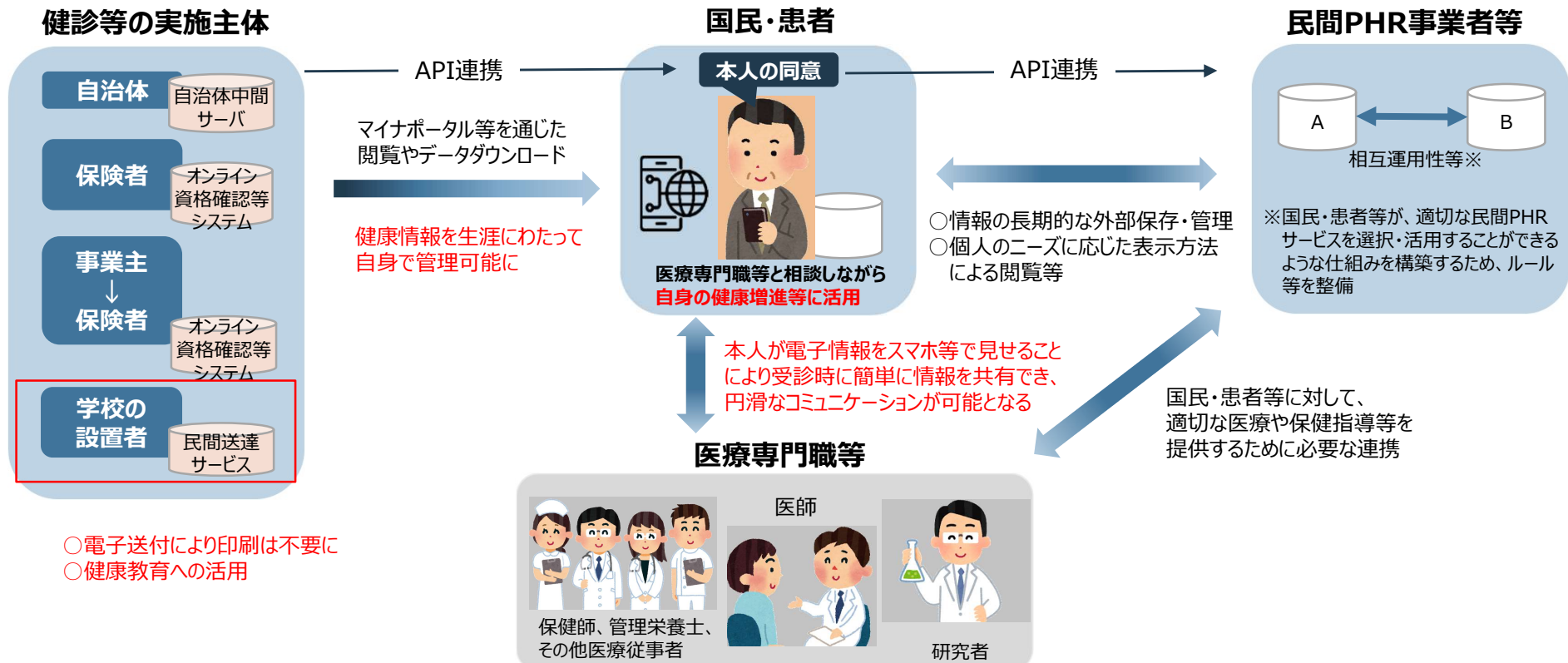
今後の展開に対する期待(協力者会議)

- 現在は、健康診断時に紙媒体に記録した内容を、校務支援システムに入力する作業が生じている学校もあるが、その業務を教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)に担ってもらうことも考えられる。また、健康診断時の記録を児童生徒の持つ端末に入力し、入力後に管理サーバー等に送信、それが校務支援システムに自動入力されるようなシステムを構築できれば、紙媒体が一切不要となり、入力作業も削減できることが期待される。
- また、管理サーバー等に保管された健康診断結果を、児童生徒個々に付与するID等で呼び出せるようなシステムを構築できれば、健康診断結果や治療勧告の内容を、保護者が端末で確認することが可能となり、紙媒体による保護者への通知が不要となるほか、本人や保護者がそれらの情報を医療機関に提示して適切な医療につながるなど、有効に活用されることも期待される。さらに、既読を確認できるようにすることで、保護者が健康診断結果を確認したかどうかについても把握できるようなシステムの仕様上の工夫も考えられる。
- なお、健康診断結果等のデータについては、個人情報の取扱いに十分留意する必要がある。

学校健診PHRの推進

- 統合型校務支援システム等において電子化された学校健康診断情報を民間送達サービスを用いて配信し、マイナポータルにおいて結果を確認できるような仕組みの構築
(=「紙」での通知から、「電子」での通知・個人の利活用の促進へ)
- 文部科学省においては、事業における実証・一部自治体での実導入の状況を踏まえた、導入支援マニュアル(学校での作業負担を軽減するシステム改修等についての情報を含む)を令和5年度中に策定予定。
- 令和6年度は、本格実施の段階として、各学校設置者(学校)が、当該マニュアルを参照しつつ、伴走型支援体制(p.12参照)も活用の上、学校健診PHR導入に向けた取組を進めることができる段階となる。

○学校健診PHR含むPHRの全体像

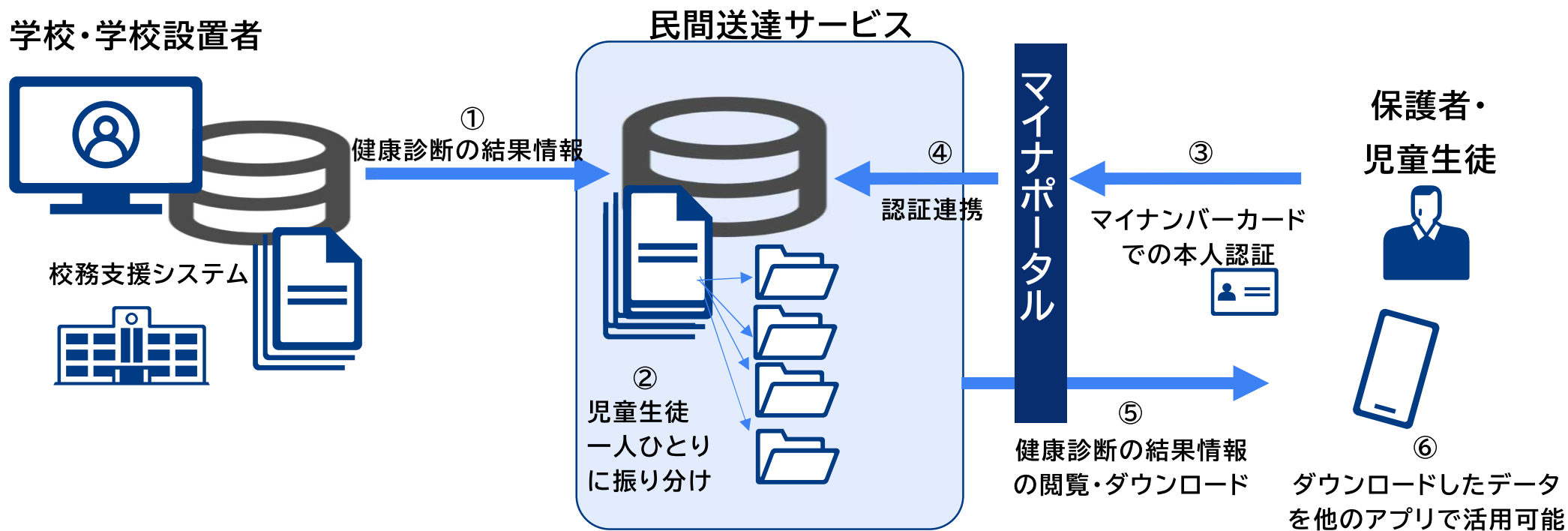


学校健診PHRの実現方法

- 統合型校務支援システムで記録・管理されている健康診断の結果情報のデータ※1を、校務支援システムから民間送達サービスに送信することで、生徒や保護者が事前に登録した民間送達サービスを通じて、電子的に結果の一覧を受け取ることを実現する。
- 児童生徒・保護者等はマイナンバーカードを活用して利用する民間送達サービスを通して※2、マイナポータル上で健康診断の結果情報を閲覧する。

※1. 学校保健安全法施行規則第9条に基づき、児童生徒等及びその保護者に通知する結果をまとめた一覧情報を指す。なお、同条が求める21日以内の結果通知をこのシステムにて対応することまでを求めるものではない。また、各個人に直接情報が配信されるものであり、民間送達サービス事業者や国が健康診断結果情報を収集するものではない。

※2. マイナンバーではなく、マイナンバーカードの公的個人認証サービスを活用し、マイナポータル(民間送達サービス)にログインするもの。



主な実施事項

- 学校設置者
 - 学校健診PHRの導入判断
 - 民間送達サービス事業者の選定と利用契約締結
 - 健康診断結果情報の送信作業の実現方法の確認
 - 学校健診PHR導入に伴う教員、保護者向け説明の支援

- 学校(学校設置者による導入決定及び詳細確定後)
 - 学校健診PHR実施に伴う保護者向け説明
 - 学校健診PHR利用申込受付
 - 健康診断結果情報の送付

※実施主体はあくまで想定であり、各学校設置者・学校間で適切に判断いただきたい

(3) 令和6年度事業についての説明

学校健康診断情報のPHRへの活用推進事業

令和6年度予算額（案） 261百万円
（前年度予算額 320百万円）



趣旨・背景

- 生涯にわたる個人の健康等情報（健康診断結果や服薬履歴等）を電子記録として本人や家族が正確に把握し、もって個人の日常生活習慣の改善等に役立てるため、**政府全体でPHR（Personal Health Record）を推進する方針**
- 学校健康診断（学校健診）についても、マイナポータルを通じて健診結果を本人や保護者が電子的に把握できる仕組みの構築が必要
- 「データヘルス改革に関する工程表」に則り、**令和6年度中の本格実施に向けて**、取組を着実に推進

事業内容

学校健康診断PHRの全国的な活用推進

- 令和5年度作成の導入マニュアルや周知資料等を活用しつつ、学校や設置者に対する**学校健診PHR導入に向けた伴走型支援**等を実施

<全国的な普及に向けた取組>

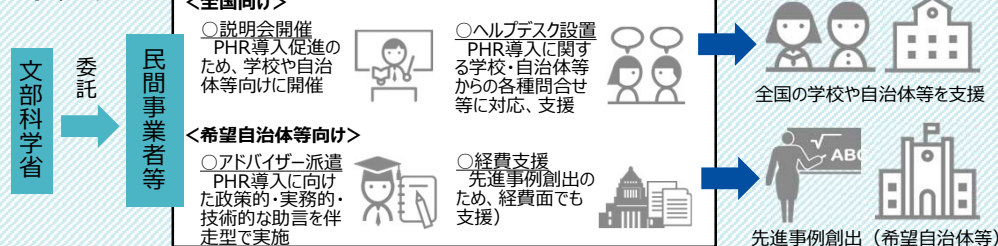
- 導入支援に関する自治体等向け**ヘルプデスクの設置**
- 学校や自治体等向けの説明会の開催

<先進事例の創出に向けた取組> ※希望自治体等対象

- 「**学校健診PHR導入アドバイザー**」（仮称）の派遣
- 導入に係る**経費の支援**（民間送達サービス契約料、校務支援システム改修費等）

事業実施期間 令和3年度～（未定）※学校健診PHRの推進状況等を踏まえ今後検討

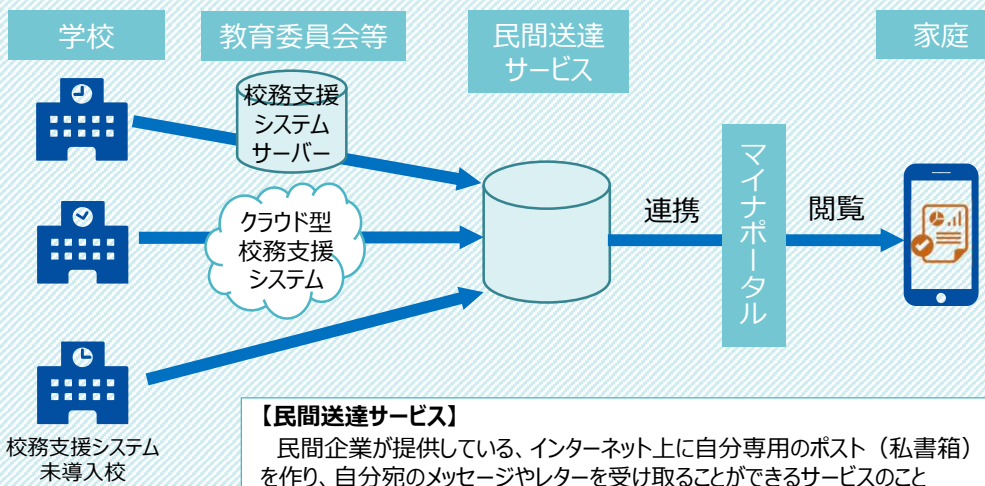
<事業スキーム>



成果

- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）など政府全体のデジタル化の方針や教育データ利活用の方針との整合性を図りつつ、**希望する全国すべての学校・自治体等が効率的・効果的な学校健診PHRを導入できる環境を実現**
- 学校健診情報を本人や家族が時系列で簡便に確認できることにより、**日常生活における個人の行動変容や健康増進**につながる
- 病院等の医療現場で学校健診情報を提供することにより、医師等との円滑なコミュニケーションが可能となり、**より適切な治療が期待**できる

学校健診PHR実施イメージ



箇所数・単価

1箇所 260百万円

委託先

民間事業者等

委託対象経費

人件費、諸謝金、旅費、通信運搬費、雑役務費 等

今後の流れ

- 3月下旬目途: 文部科学省HPに導入支援マニュアルを掲載
- 4月中目途: R6年度の伴走型支援を実施する事業者の選定
- 5月以降: 伴走型支援の開始のお知らせ

※事業者決定までの間、導入に関心がある各設置者においては、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課までお問い合わせください

(4) 質疑応答
